

岩手県告示第237号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	事務所の所在地		変更しようとする 年月日	変更の理由
	変更前	変更後		
社会福祉法人 若竹会	宮古市緑ヶ丘2番3号 はあとふる センターみやこ内	宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地11 自立支援センターウイリー内	令和4年4月1日	法人内事業再 編のため